

セーフティネット保証4号の申請について

1 認定要件

次のいずれにも該当する中小企業者が対象となります。

- (1) 国の指定を受けた地域（西脇市）において1年間以上継続して事業を行っていること。
- (2) 国の指定した突発的災害（自然災害等）の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高が、前年同月比で20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高が前年同期比で20%以上減少することが見込まれていること。

※令和5年10月1日の新型コロナウイルス感染症による認定申請分から、資金使途が借換のみに限定されます。

※新型コロナウイルス感染症の影響による認定基準の緩和により、「創業後1年を経過しておらず（業歴3か月以上1年1か月未満）、前年の売上高等を比較できない場合」や「1年前から店舗数や事業内容が増えている又は業態を変換したため、事業全体では売上高等の減少要件を充足しないが、一部店舗又は事業で要件を充足する場合」については、最近1か月を含む最近3か月の平均売上高等と比較して、20%以上減少していることで、認定が可能となります。

※最近1か月とは、申請月の前月を指します。

2 申請に必要な書類

①	認定申請書 2部（押印不要）
②	認定申請書の添付書類 1部（要押印）
③	1年以上の事業継続の確認ができる資料の写し 法人の場合…履歴事項全部証明書、法人登記簿謄本、定款など 個人の場合…所得税確定申告書及び青色申告決算書、開業届など
④	認定申請書の添付書類に記載されている金額が確認できる資料の写し 月別売上表、月別試算表、決算報告書、所得税確定申告書及び青色申告決算書、法人事業概況説明書等その他帳票の名称は問いませんが、客観性に乏しい資料（月別売上高のみを記載したもの、社名がないなど申請者の管理資料であることが確認できないものなど）では認定できませんのでご注意ください。
⑤	委任状（代表者以外が来られる場合）

※①②⑤は、西脇市ホームページからダウンロードできます。

3 有効期間

認定書の有効期間は、認定日から起算して30日です。有効期間内にセーフティネット保証の申込みを行ってください。

※認定基準に合わない場合や書類不備等がある場合などは、認定できません。

4 申請先・問合せ

西脇市産業活力再生部商工観光課

西脇市下戸田 128番地の1

電話：0795-22-3111（内線2021）

受付時間：平日 午前8時30分から午後5時15分まで